

長崎市高架下広場利用の手引き



令和8年1月14日改定版

目次

1	はじめに	2
2	高架下広場の概要	3
3	高架下広場の利用に関する制限事項	4
4-1	高架下広場の貸出に関する基本的事項	4
4-2	高架下広場で企画を実施する場合の制限事項等	5
4-3	貸出申込	5
4-4	長崎スタジアムシティにおける大規模集客イベント実施時の 貸出取扱い	6
5	その他	7
6	連絡先	7
7	参考	7

長崎市高架下広場利用の手引き

1 はじめに

長崎市では、長崎スタジアムシティ前面の高架下のスペースを活用し、「若者を中心とした市民が、自由に・主体的に楽しめる場」として、広場（以下「高架下広場」という。）を整備しています。

高架下広場は、LEDビジョンや人工芝のスペースを備え、通常、自由に立ち入ることができる場所として開放しておりますが、一定のルールの下で、イベント等の実施場所としての貸し出しも行っています。

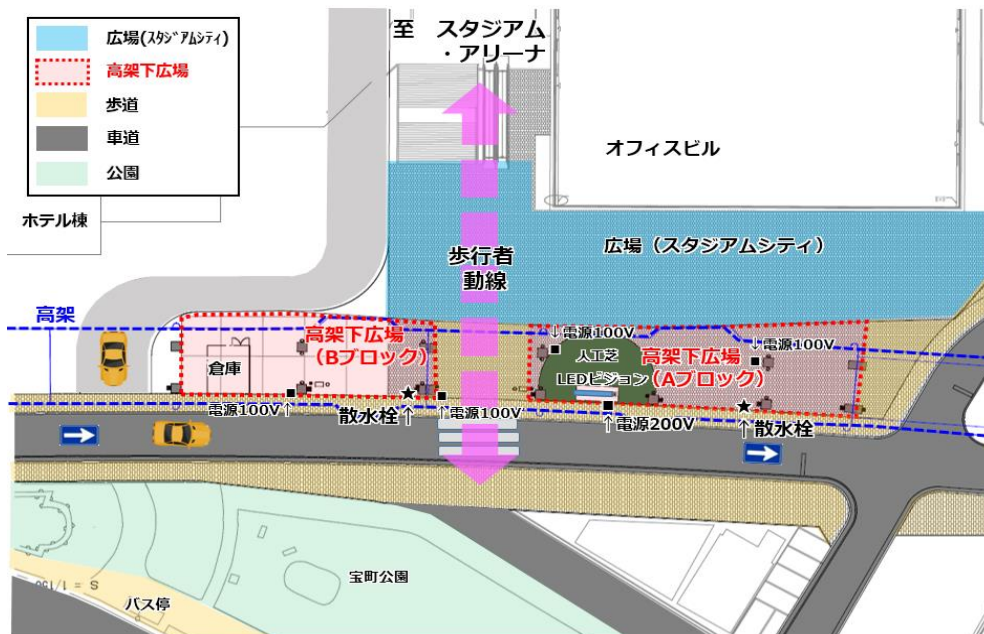
この手引きは、高架下広場を利用いただくための基本的なルールや貸し出しの手続き等についてお示しするものです。

2 高架下広場の概要

(1) 位置図



(2) 平面図



(3) 面積 約 740 ㎡

(A ブロック (ビジョン側) 約 424 ㎡、B ブロック (倉庫側) 約 316 ㎡)

(4) 設備 (7～8 ページの写真をご参照ください。)

- ア LED ビジョン … 画面サイズ 高さ約 1,920mm×横約 3,456mm
映像入力端子：HDMI 端子、USB Type-C
- イ 水道 … 水栓蛇口 2本
- ウ 電源 … 100V コンセント 4か所、200V コンセント 1か所
- エ その他備品 … 椅子、テーブル、ベンチ、延長コード 等

3 高架下広場の利用に関する制限事項

高架下広場は、「若者を中心とした市民が、自由に・主体的に楽しめる場」として、基本的に立ち入りが自由な広場となっています。

そのことを踏まえ、交通・防災・衛生上等の観点から、利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。

(1) 禁止事項

- ア 公序良俗に反すること
- イ 騒音・悪臭等により周辺住民や近隣店舗及びオフィス等に迷惑をかける行為
- ウ 通行の妨げや、周辺歩行者に危害が及ぶこと
- エ 広場及び周辺施設等を破壊する恐れがあること
- オ 野生動物へ餌を与えること
- カ 火気を使用すること
- キ 飲酒すること
- ク 喫煙すること（電子タバコ含む）
- ケ 発煙すること
- コ ゴミを放置すること
- サ ペットを放し飼いすること
- シ 宗教又は政治を目的に活動すること
- ス 道具・器具を伴うスポーツを行うこと
- セ 自動車を乗り入れること
- ソ 自転車を乗り入れること
- タ 広場の全部または一部を占有すること

4-1 高架下広場の貸出に関する基本的事項

高架下広場では、次の条件で企画等を実施することができます。なお、事前のお申し込みが必要です。（申込に関する手順は4-3参照）

(1) 企画内容

- ア 賑わい創出、地域活性化につながる企画
高架下広場への来訪者の増加や滞在促進、地域内経済循環の促進、コミュニティの活性化、地域ブランドの向上などに寄与する企画
- イ 公益性のある企画
自己の利益を主たる目的とせず、保健・医療・福祉の増進、教育・スポーツの振興、環境保全、まちづくり、文化・芸術の振興等の分野において、公正性と透明性を確保しながら実施され、社会一般の利益につながる企画
- ウ 長崎スタジアムシティ周辺の混雑緩和に寄与する企画
長崎スタジアムシティにおける大規模集客イベント開始または終了時の一定時間内において、一斉に入退場する来訪者を滞留・誘導するなど、周辺の道路・公共施設・公共交通機関の混雑緩和に寄与する企画

(2) 利用料

当面の間、無料

※ただし、今後、有料となる場合があります。その場合は、事前に告知することとします。

(3) 利用可能時間

8：00～20：00（設営・撤去の時間を含む）

※ただし、周辺混雑緩和のために利用する場合は、20時以降の実施を認める場合があります。

4-2 高架下広場で企画を実施する場合の制限事項等

(1) 禁止事項

3-(1)に記載の禁止事項に加え、次の事項も禁止します。

チ アルコールの提供

ツ 反社会的勢力の利用及び暴力団などを利すること

(2) 協議事項

3-(1)禁止事項のうちス～タの事項については、企画の中で実施する場合、協議事項とします。

(3) 留意事項

ア 音響設備等の音量は周辺環境に影響のないように調整すること

イ 企画内容を掲示し、日常利用者と企画参加者を棲み分けること

ウ 歩道空間の確保・人員整理（来場者の安全確保）を行うこと

エ 日をまたいで連続して利用する場合、原則として設営物を都度撤去すること
（留め置く場合は許可を得ること）

オ 企画終了後は、原状回復、周辺美化活動を行うこと

カ 苦情等のトラブルは、企画主催者が誠意を持って対応すること

キ 利用可能時間外に、準備・撤去作業を行う場合は事前に許可を得ること

(4) その他

ア 本手引きに反する場合には、貸出決定の取消し、企画の即時中止や次回以降の参加を認めない措置をとる場合があります。

4-3 貸出申込

(1) 概要

随時貸出申込を受付け、基本的には先着順とします。ただし、長崎スタジアムシティにおいて、大規模な集客イベントが実施される場合（以下、「大規模集客イベント」という。）は、貸出申込受付け後であっても大規模集客イベントの混雑緩和のための利用を優先することがあります。

また、企画の内容を長崎市が精査し、内容によっては、追加の条件を設定して貸出を決定する場合や、不適切と判断したときは、貸出を認めない場合もあります。

(2) 貸出申込方法

ア 貸出希望日時の可否（予約状況）について、長崎市都市経営室へ電子メール（toshikeiei@city.nagasaki.lg.jp）または電話（095-829-1111）で確認し、仮予約する。なお、仮予約は貸出希望日の8週間前から受け付ける。

イ 次の提出書類について、原則貸出希望日の10日前（土、日、祝除く）までに、電子申請サービスまたは持参にて提出し、貸出申込を行ってください。

(ア) 提出書類

- a 長崎市高架下広場貸出申込書（持参の場合）
- b その他必要な添付資料（企画書等）



(3) 貸出申込日数の制限

同一団体・主催者による貸出日数については、同月最大2日までとします。ただし、貸出希望日の申込期限までに他の貸出申込がない場合や、大規模集客イベントにおける周辺混雑緩和に寄与する利用については、日数を制限しません。

(4) 貸出申込者

18歳以上の者に限ります。

(5) 貸出後のアンケート等協力

貸出後に、長崎市が求めるアンケート項目への回答やヒアリングにご協力ください。

4-4 長崎スタジアムシティにおける大規模集客イベント実施時の貸出取扱い

(1) 大規模集客イベントの定義

長崎スタジアムシティのスタジアムもしくはアリーナ施設において実施されるイベント等で、概ね来訪者が5,000人以上見込まれ、かつ、その来訪者がイベント開始または終了時の一定時間内において、一斉に入退場する可能性があるもの。

(2) 貸出の制限

大規模集客イベントの開催日における貸出可否については、周辺混雑への影響等を勘案し、次のとおり、企画内容に応じて一部制限します。

ただし、大規模集客イベント主催者と一体となって開催する場合は、この限りではありません。

- ・ 4-1-(3)-ア「賑わい創出、地域活性化につながる企画」については、終日貸出不可とします。
- ・ 4-2-(3)-イ「公益性のある企画」については、大規模集客イベント終了予定時間から2時間の間は、貸出不可とします。
- ・ 4-3-(3)-ウ「長崎スタジアムシティ周辺の混雑緩和に寄与する企画」については、大

規模集客イベント主催者等に対して、貸出時間の制限無く、許可を行います。

(3) 周辺環境への配慮

周辺混雑緩和のために拡声器等を使用する場合には、周辺環境へ最大限の配慮を行い、適切に活用してください。

5 その他

高架下広場については、皆様にご活用いただきながら、より良い運用に向けて適宜ルールを見直していくこととします。

6 連絡先

長崎市企画政策部都市経営室

電話 095-829-1111 (平日 8:45 - 17:30)

E-mail toshikeiei@city.nagasaki.lg.jp

7 参考

(1) LED ビジョン



(2) 水道・電源



(3) 備品関係

- ・電源（コードリール）



- ・ホース（リール）



- ・イス（座面高：約 42 c m）×18 脚



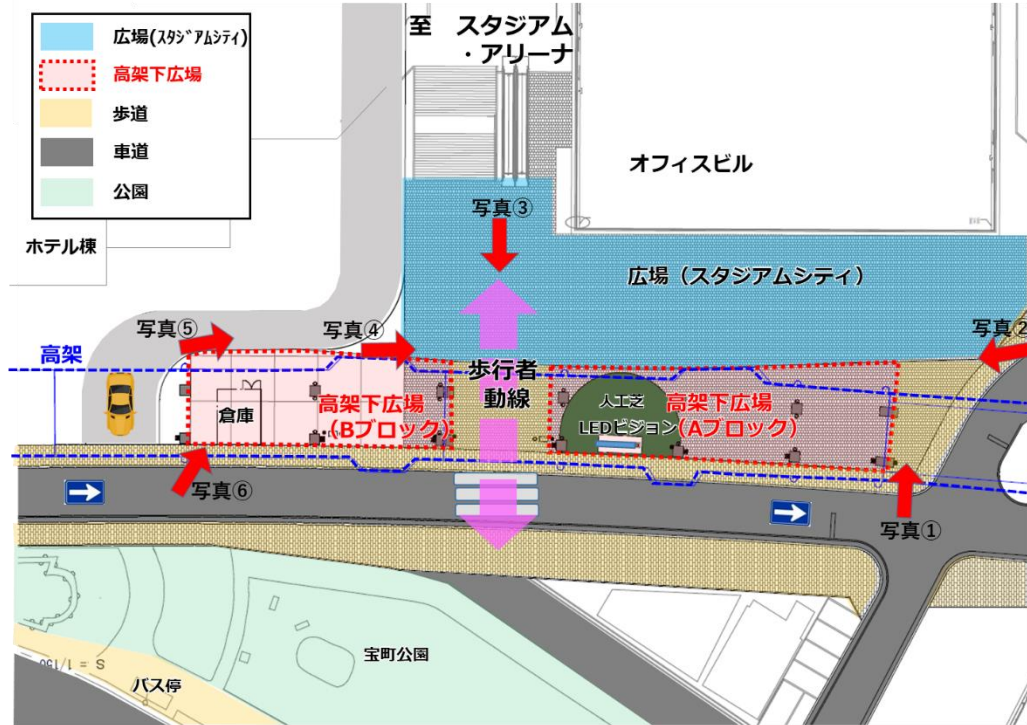
- ・ベンチ（座面高：約 45 c m）×9 台



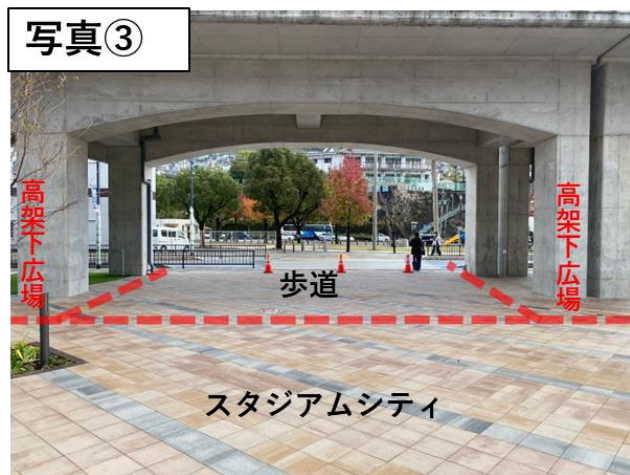
- ・テーブル（高さ：約 72 c m）×9 台



(4) 高架下広場の範囲



※高架下広場と広場（スタジアムシティ）、歩道は高低差がない連続した空間となります。



写真⑤



写真⑥

